

第1回
特殊な土砂災害等の警戒避難
に関する法制度検討会

日時：平成21年8月6日（木）10：00～

場所：国土交通省（3号館）11階特別会議室

司会：国土交通省砂防部砂防計画課長 南 哲行

議事次第

1. 開 会
2. 河川局長挨拶
3. 委員紹介
4. 趣旨説明等
5. 委員長の選出・委員長挨拶
6. 議 事
 - (1) 土砂災害における警戒避難の現状
 - (2) 土砂災害警戒避難の課題
 - (3) 今後の土砂災害警戒避難のあり方
 - (4) その他
7. 閉 会

特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会

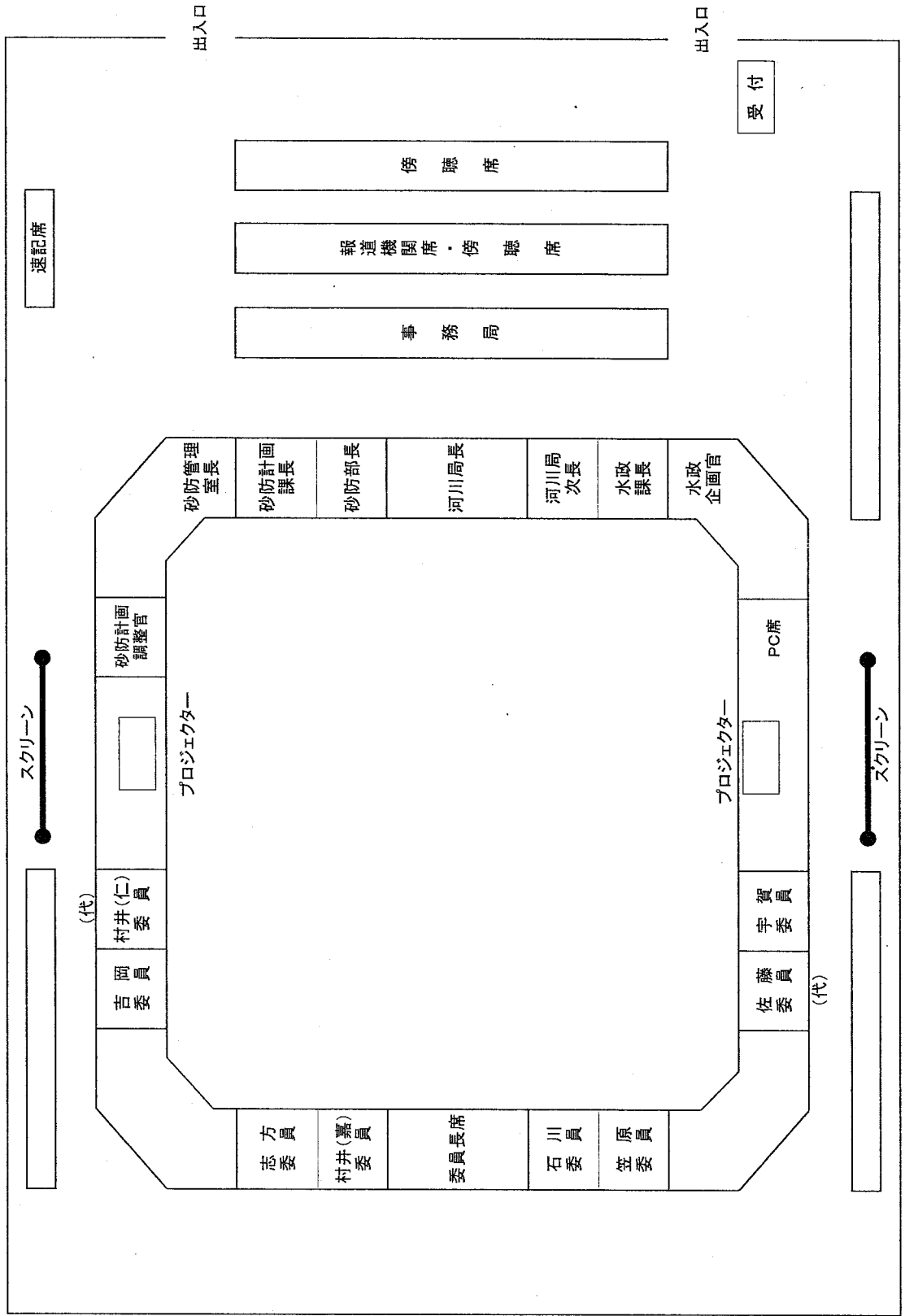
委員名簿

<small>いしかわ</small> 石川	<small>よしはる</small> 芳治	東京農工大学大学院教授
<small>うが</small> 宇賀	<small>かつや</small> 克也	東京大学大学院教授
<small>かさばら</small> 笠原	<small>よしひこ</small> 芳彦	長岡市理事・危機管理監
<small>かただ</small> 片田	<small>としたか</small> 敏孝	群馬大学大学院教授
<small>さとう</small> 佐藤	<small>いさむ</small> 勇	宮城県栗原市長
<small>しかた</small> 志方	<small>としゆき</small> 俊之	帝京大学法学部教授
<small>むらい</small> 村井	<small>じん</small> 仁	長野県知事
<small>むらい</small> 村井	<small>よしひろ</small> 嘉浩	宮城県知事
<small>よしおか</small> 吉岡	<small>ていじろう</small> 庭二郎	前島原市長

(五十音順、敬称略)

第1回特殊な土砂災害の警戒避難に関する法制度検討会 配席図

平成21年8月6日(木)10:00~12:00
中央合同庁舎3号館 11階特別会議室



特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会
設立趣意書(案)

平成16年中越地震、平成20年岩手・宮城内陸地震による河道閉塞(天然ダム)等の特殊な土砂災害が近年発生するようになった。こうした特殊な土砂災害は、発生頻度が少ないものの、一度決壊した場合は地域に壊滅的な被害を与えかねない可能性を有している。また地震時等には、がけ崩れ等の一般的な土砂災害も特殊な土砂災害と輻輳して多数発生している。

がけ崩れ、土石流、地滑りといった一般的な土砂災害に対しては平成13年施行の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂法)」により国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について都道府県が行う事前の基礎調査により、警戒避難体制の整備が行われ一定の成果を得ている。この土砂法における土砂災害警戒区域は、都道府県が相当の時間的余裕を持って基礎調査を行い、その結果等に基づき市町村が警戒避難体制を構築するものであり、地震による滑落崖の発生等土砂災害が発生する蓋然性が確認される場合等において、危機管理に対する制度設計とはなっていない。こうした場合、危険な区域は直ちに避難を行う等、土砂災害に対する危機管理能力を向上させるべきである。

天然ダムの発生とその後の降雨等による決壊、また火山噴火後の火山・火山山麓への火山灰の堆積に伴う大規模な土石流等、特殊な土砂災害に対しては、緊急の調査に基づき区域を指定し住民に避難指示等を行う事により、危険区域内の住民の早急な安全確保が不可欠である。しかしながら、市町村は災害対策基本法により警戒避難体制を整備し避難の指示を行う責務を有するものの、こうした特殊な土砂災害に対し危険な区域を特定し監視する等の技術を有していない。また、都道府県はがけ崩れ等一般的な土砂災害に対する技術を有するものの、天然ダム等の特殊な土砂災害に対する技術を保有することは困難であり、又保有しようとしても非常に非効率である。

本検討会ではこうした状況を踏まえ、地域の安全と安心を確保し国民の生命身体を保護するため、天然ダム等特殊な土砂災害を含む土砂災害における危機管理のための調査・監視・警戒避難体制の構築等に係る法制度について、土砂法を中心として検討をおこなうものである。

特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会規約
(案)

(名称)

第1条 本会は、「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、今後起こりうる特殊な土砂災害等から地域の安全と安心を確保し国民の生命身体を保護するため、危機管理のための調査・監視・警戒避難体制の構築等に係る法制度について必要な事項を検討し、提言することを目的とする。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、学識経験等のある者、被災地行政関係者のうちから、河川局長が委嘱するものとする。

(検討会)

第4条 検討会には委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総括する。

3 検討会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員長は、検討会の目的を達成するために必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 検討会は、原則として公開で行う。

6 検討会における議論の概要については、あらかじめ委員に確認の上、公表するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、河川局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成21年8月6日から施行する。

次回以降の検討会スケジュール

○第2回検討会【現地視察】

日時：平成21年8月21日（金）終日

場所：「岩手・宮城内陸地震」被災地（栗原市周辺）

○第3回検討会

日時：平成21年9月16日（水）15：30～17：30

場所：国土交通省（3号館）11階特別会議室